**令和４年度「ＵＤアドバイザー養成講習会Web」のご案内**

|  |
| --- |
| 〇ＵＤ（ユニバーサルデザイン）に配慮され、誰もが利用しやすい建築物の普及を推進するため、施設整備や運営・サービスについて、利用者の視点から点検・助言を行っていただくＵＤアドバイザーを県が登録し、施設の希望に応じて派遣する制度を創設しました。　※ＵＤアドバイザーの登録要件は裏面参照  〇ＵＤアドバイザーは、高齢者、障がい者、子育て経験者等の「利用者アドバイザー」と、建築又は福祉の資格を有する「専門家アドバイザー」を設け、県主催の養成講習会の修了を登録要件としております。  〇ＵＤアドバイザーの派遣は、公共建築物、商業施設、病院、福祉施設など不特定多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する特別特定建築物を対象としており、登録アドバイザーの中から利用者及び専門家アドバイザーを各１名以上派遣します。  〇利用者が使用しやすい建築物のＵＤ整備を推進するため、養成講習会を受講していただき、ＵＤアドバイザーとして登録していただきますようお願いします。    ※ＵＤアドバイザーとして、派遣された場合は、謝礼金、旅費が支給されます。 |

１　ＵＤ認証プログラムにおけるＵＤアドバイザー派遣制度の役割

**アドバイザーの派遣**

**施設整備の計画**

**ＵＤ整備等の実施**

**ＵＤアドバイザー派遣**

**ＵＤ施設認証**

**認証の申請**

**ＵＤ整備等の確認**

**施設整備の助言を実施**

**認証書、認証プレート**

**の交付**

**バリアフリーマップに掲載**

・既存建築物も派遣対象

・ＵＤ施設認証は、ＵＤ整備及び運営等の取組内容に応じて３段階で格付・公表する制度

２　講習会案内

|  |  |
| --- | --- |
| 日　時 | 令和４年９月３０日(金)　１３：００～１６：３０  Webexによるオンライン講習会 |
| 受講料 | 無　料 |
| 申込方法 | とっとり電子申請サービスによる電子申請又は別紙申込用紙をファクシミリによる。 |
| 申込先 | 鳥取県生活環境部くらしの安心局　住まいまちづくり課  電話：0857-26-7697　ﾒｰﾙ：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp |
| 申込期限 | 令和４年９月２３日（金） |
| 修了証 | 受講者には、修了証を後日交付します。（アドバイザー登録は別途ご案内します。） |
| Web情報 | 講習会のURLは、電子メールにて参加申込者に後日送付致します。 |

３　講習会内容及び時間割（予定）

※時間割は、変更になる場合があります

|  |  |
| --- | --- |
| 時 間 割 | 講習内容 |
| 【予定】  午後１時頃  ～  午後４時頃  ※詳細は、別途お知らせ | 鳥取県福祉のまちづくり施策について  障がい者、高齢者等への基本的な配慮事項について  福祉のまちづくり条例について  ＵＤアドバイザー派遣制度及び施設認証制度について  兵庫県アドバイザー映像  ＵＤアドバイス事例の説明 |

４　受講対象者

（１）利用者アドバイザー

ア　高齢者

イ　障がい者（視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は内部障がい者）

ウ　育て経験者

（２）専門家アドバイザー

ア　建築士法第２条第１項の建築士

イ　社会福祉法及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第２条第１項の社会福祉士

ウ　社会福祉法及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）第２条第２項の介護福祉士

エ　理学療法士法及び作業療法士法（昭和62年法律第137号）第２条第３項の理学療法士

オ　理学療法士法及び作業療法士法（昭和62年法律第137号）第２条第４項の作業療法士

カ　保健師法及助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第２条の保健師

キ　児童福祉法（昭和22年法汁第164号）第18条の18第１項の保育士

ク　子育て支援員の資格を有する者

----------------------------------　申　込　書　--------------------------------------



申込先　鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

　　　　FAX：0857-26-8113

　令和４年度「ＵＤアドバイザー養成講習会」申込書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フ　リ　ガ　ナ  受講者氏名 |  | |
| 住　　所 | 〒 | |
| 連　絡　先 | 電　話（　　　　）　　　　－  電子メール（　　　　　　　　　　　　＠　　　　　　　　　　　　） | |
| アドバイザー要件  （該当する要件  に印を付けてください。） | * 利用者   アドバイザー | ・高齢者  ・障がい者（視覚・聴覚・肢体不自由・内部）  ・子育て経験者 |
| * 専門家   アドバイザー | ・建築  ・福祉  ・保育 |